

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	市税及び国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

浦安市は、市税及び国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

浦安市長

公表日

令和7年12月3日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	市税及び国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務
②事務の概要	<p>・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例に基づき、個人住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の賦課徴収とそれに関する調査を行う。</p> <p>・地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【個人住民税】</p> <ul style="list-style-type: none">①個人住民税賦課対象者の判定②課税資料(申告書等)の個人特定③個人住民税課税者の配偶者、扶養者の判定④個人住民税額の算定⑤納税通知書による個人住民税額の通知⑥個人住民税に関する証明書の発行⑦個人住民税台帳の照会 <p>【軽自動車税】</p> <ul style="list-style-type: none">①自治体内に定置場を持つ軽自動車の車両情報と合わせて、所有者と使用者の管理②納税通知書による軽自動車税額の通知③原付等のナンバープレートの発行④減免申請者への認定と通知⑤転入者の保有する車両が、定置場の変更事務をしていない場合の他市町村への通知 <p>【固定資産税】</p> <ul style="list-style-type: none">①固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価、価格の決定②固定資産税額の算定③納税通知書による固定資産税額の通知④固定資産税に係わる証明書の発行⑤固定資産課税台帳の照会 <p>【国民健康保険税】</p> <ul style="list-style-type: none">①国民健康保険税賦課対象者の判定②国民健康保険税の算定③納税通知書による国民健康保険税(料)額の通知④国民健康保険に係わる証明書の発行⑤国民健康保険税課税台帳の照会 <p>【収納・滞納管理】</p> <ul style="list-style-type: none">①収納に関する事務<ul style="list-style-type: none">徴収簿の作成督促状や催告書の発送滞納者から徴収を促すための連絡、納税相談、訪問等不納欠損対象の把握、決定口座振替の登録②滞納処分の執行に係る手続き及び執行<ul style="list-style-type: none">滞納者に関する実態調査執行機関への滞納処分に係る通知等換価に係る手続(公売等)滞納処分の執行③納税に係わる証明書の発行④過誤納金の還付に係わる事務⑤過誤納金の還付に関して納税者から公金受取口座での還付金受取意思表示があった場合は、情報提供ネットワークシステムを介して口座登録・連携ファイル関係情報を取得

③システムの名称	①税オンラインシステム ②イメージ管理システム ③eLtax(審査システム) ④国税連携システム ⑤統合連携DBサーバ ⑥団体内統合宛名システム ⑦中間サーバーGW ⑧中間サーバー ⑨滞納管理システム ⑩コンビニ交付システム ⑪pufure(クレジット収納データ連携システム) ⑫口座情報登録・連携システム
----------	--

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)個人市民税課税情報ファイル
- (2)軽自動車税課税情報ファイル
- (3)固定資産税課税情報ファイル
- (4)国民健康保険税課税情報ファイル
- (5)収納、時効管理情報ファイル
- (6)統合連携DBファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条第2項、9条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠		<p>(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,115,118,124,129,130,137,138,140,141,142,144,151,152,155,156,158,160</p> <p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	財務部 市民税課、固定資産税課、収税課、健康こども部 国保年金課
②所属長の役職名	市民税課長、固定資産税課長、収税課長、国保年金課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市総務部法務文書課(情報公開室)
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号 279-8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 財務部 市民税課、固定資産税課、収税課 ・ 健康こども部 国保年金課 電話番号 047-351-1111
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [10万人以上30万人未満]
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務における、マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに伴い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>
1) 特に力を入れて行っている
2) 十分に行っている
3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策	[4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託先の選定に当たっては、委託先の設備、技術水準、経営状況、従業者に対する監督・教育の状況等を確認し、当該事業者において行政機関等と同等の安全管理措置を講じることができると判断した。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 国民健康保険課	市民経済部 国保年金課	事後	
平成28年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	固定資産税課長 花田 幸雄 国民健康保険課課長 真倉 昌俊	固定資産税課長 澤田 勉 国保年金課長 大塚 晴美	事後	
平成28年8月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	情報公開コーナー	情報公開室	事後	
平成28年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>:別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、14、115、116、117、120の項)(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>:別表二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができるとされている項(27項)</p> <p>:第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「国民健康保険料の徴収又は納入に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができるとされている項(44、45、46の項)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>: (1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、23、25、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43条の3、44、44条の2、45、47、49、49条の2、50、51、53、54、55、58、59、59条の2、59条の3)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>:別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>:別表二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができるとされている項(27項)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>: (1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、23条の2、23、24、25、26条の3、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43条の3、44、44条の2、45、47、49、49条の2、50、51、53、54、55、58、59、59条の2、59条の3)</p>	事前	
平成29年7月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①税オンラインシステム	①税オンラインシステム及び滞納管理システム	事前	
平成29年7月14日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民税課長 加藤直和 収税課長 近藤彰男	市民税課長 関口俊二 収税課長 加藤直和	事後	人事異動に伴う所属長の変更になるため、重要な変更に該当しない。
平成29年7月14日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年1月31日	平成29年7月1日	事後	評価書再実施による伴う変更。
平成29年7月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>:別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>:別表二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができるとされている項(27項)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>: (1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、23条の2、23、24、25、26条の3、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43条の3、44、44条の2、45、47、49、49条の2、50、51、53、54、55、58、59、59条の2、59条の3)</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>:別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>:別表二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができるとされている項(27項)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>: (1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、23条の2、23、24、25、26条の3、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43条の3、44、44条の2、45、47、49、49条の2、50、51、53、54、55、58、59、59条の2、59条の3)</p>	事前	番号法及び別表第2主務省令の一部改正に伴う規定の整備による変更になるため、重要な変更に該当しない。
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	財務部市民税課、固定資産税課、収税課、市民経済部 国保年金課	財務部市民税課、固定資産税課、収税課、健康こども部 国保年金課	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	市民税課長 関口俊二、固定資産税課長 濑田 勉、収税課長 加藤直和、国保年金課長 大塚 晴美	市民税課長、固定資産税課長、収税課長、国保年金課長	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求請求先	総務課	法務文書課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	財務部市民税課、固定資産税課、収税課、市民経済部 国保年金課	財務部市民税課、固定資産税課、収税課、健康こども部 国保年金課	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和1年6月28日	IV リスク対策		追加	事後	様式変更のため
令和2年6月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①税オンラインシステム及び滞納管理システム ②イメージ管理システム ③eLtax(審査システム) ④国税連携システム ⑤家屋評価システム ⑥固定資産管理システム ⑦統合連携DBサーバー ¹ ⑧団体内統合宛名システム ⑨中間サーバー—GW ⑩中間サーバー	①税オンラインシステム ②イメージ管理システム ③eLtax(審査システム) ④国税連携システム ⑤家屋評価システム ⑥固定資産管理システム ⑦統合連携DBサーバー ¹ ⑧団体内統合宛名システム ⑨中間サーバー—GW ⑩中間サーバー— ⑪滞納管理システム ⑫コンビニ交付システム ⑬pufuture(クレジット収納データ連携システム)	事後	システムの追加であり、重要な変更に該当しない。
令和2年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :別表二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するため第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、16、19、20、21、22、22条の2、23、24、25、26条の3、28、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43条の3、44、44条の2、45、47、49、49条の2、50、51、53、54、55、58、59、59条の2、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) :(20条)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :別表二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するため第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、19、20、21、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43条の3、44、44条の2、45、47、49、49条の2、50、51、53、54、55、58、59、59条の2、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) :(20条)	事後	番号法及び別表第2主務省令の一部改正に伴う規定の整備による変更になるため、重要な変更に該当しない。
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和2年1月31日時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和2年6月30日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和2年1月31日時点	事後	評価再実施に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①税オンラインシステム ②イメージ管理システム ③eLtax(審査システム) ④国税連携システム ⑤家屋評価システム ⑥固定資産管理システム ⑦統合連携DBサーバ ⑧団体内統合宛名システム ⑨中間サーバー-GW ⑩中間サーバー ⑪滞納管理システム ⑫コンビニ交付システム ⑬pufuture(クレジット収納データ連携システム)	①税オンラインシステム ②イメージ管理システム ③eLtax(審査システム) ④国税連携システム ⑤統合連携DBサーバ ⑥団体内統合宛名システム ⑦中間サーバー-GW ⑧中間サーバー ⑨滞納管理システム ⑩コンビニ交付システム ⑪pufuture(クレジット収納データ連携システム)	事後	当初から個人番号を含まないシステムであったことから削除。重要な変更に該当しない。
令和3年3月25日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :別表二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることが可能となるいる項(27項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43条の3、43条の4、44、44条の2、45、47、49、49条の2、50、51、53、54、55、58、59、59条の2、59条の2の2、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) :(20条)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :別表二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることが可能となるいる項(27項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43条の3、43条の4、44、44条の2、45、47、49、49条の2、50、51、53、54、55、58、59、59条の2、59条の2の2、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) :(20条)	事後	番号法及び別表第2主務省令の一部改正に伴う規定の整備による変更になるため、重要な変更に該当しない。
令和3年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) :別表二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることが可能となるいる項(27項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、34、35、36、37、38、39、40、43、43条の3、43条の4、44、44条の2、45、47、49、49条の2、50、51、53、54、55、58、59、59条の2、59条の2の2、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) :(20条)	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) :別表二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることが可能となるいる項(27項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39条の2、40、43、43条の3、43条の4、44、44条の2、45、47、49、49条の2、51、53、54、55、58、59、59条の2、59条の2の2、59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) :(20条)	事後	番号法及び別表第2主務省令の一部改正に伴う規定の整備による変更になるため、重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要【収納・滞納管理】	①収納に関する事務 徵收簿の作成 督促状や催告書の発送 滞納者から徵収を促すための連絡、納税相談、訪問等 不納欠損対象の把握、決定 口座振替の登録 ②滞納処分の執行に係る手続き及び執行 滞納者に関する実態調査 執行機関への滞納処分に係る通知等 換価に係る手続(公売等) 滞納処分の執行 ③納税に係わる証明書の発行 ④過誤納金の還付に係わる事務	①収納に関する事務 徵收簿の作成 督促状や催告書の発送 滞納者から徵収を促すための連絡、納税相談、訪問等 不納欠損対象の把握、決定 口座振替の登録 ②滞納処分の執行に係る手続き及び執行 滞納者に関する実態調査 執行機関への滞納処分に係る通知等 換価に係る手続(公売等) 滞納処分の執行 ③納税に係わる証明書の発行 ④過誤納金の還付に係わる事務 ⑤過誤納金の還付に関して納税者から公金受取口座での還付金受取意思表示があった場合は、情報提供ネットワークシステムを介して口座登録・連携ファイル関係情報を取得	事前	
令和4年12月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	①税オンラインシステム ②イメージ管理システム ③eLtax(審査システム) ④国税連携システム ⑤統合連携DBサーバ ⑥団体内統合宛名システム ⑦中間サーバー-GW ⑧中間サーバー ⑨滞納管理システム ⑩コンビニ交付システム ⑪pufure(クレジット収納データ連携システム)	①税オンラインシステム ②イメージ管理システム ③eLtax(審査システム) ④国税連携システム ⑤統合連携DBサーバ ⑥団体内統合宛名システム ⑦中間サーバー-GW ⑧中間サーバー ⑨滞納管理システム ⑩コンビニ交付システム ⑪pufure(クレジット収納データ連携システム) ⑫口座情報登録・連携システム	事後	システムの追加であり、重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表一 16の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第16条	番号法第9条第1項 別表一 16の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第16条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条第2項、9条	事前	
令和4年12月28日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・別表二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2、31条の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39条の2、40、43、43条の3、43条の4、44、44条の3、45、47、49、49条の2、51、53、54、55、58、59、59条の2の2、59条の2の3、59条の3、59条の4) (別表第二における情報照会の根拠) :(20条)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項) (別表第二における情報照会の根拠) ・別表二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) :(1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2の2、31条の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39条の2、40、43、43条の3、43条の4、44、44条の5、45、47、49、49条の2、51、53、54、55、58、59、59条の2の2、59条の2の3、59条の3、59条の4) (別表第二における情報照会の根拠) :(20条)	事後	番号法及び別表第3主務省令の一部改正に伴う規定の整備による変更になるため、重要な変更に該当しない。
令和4年12月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月31日時点	令和4年10月31日時点	事後	再評価実施のため
令和4年12月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月31日時点	令和4年10月31日時点	事後	再評価実施のため
令和5年11月22日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年10月31日時点	令和5年10月20日時点	事後	再評価実施のため
令和5年11月22日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年10月31日時点	令和5年10月20日時点	事後	再評価実施のため
令和7年12月3日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用		追加	事後	様式変更のため
令和7年12月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年10月20日時点	令和7年10月1日時点	事後	再評価実施のため
令和7年12月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年10月20日時点	令和7年10月1日時点	事後	再評価実施のため
令和7年12月3日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		追加	事後	様式変更のため
令和7年12月3日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		追加	事後	様式変更のため
令和7年12月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	番号法第9条第1項 别表一 16の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第16条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条第2項、9条	番号法第9条第1項 別表24の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第2条第2項、9条	事後	番号法等の一部改正法(令和5年法律第48号)の施行による規定の整備の変更になるため、重要な変更に該当しない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>・別表第二の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>・別表二の第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄に掲げる「地方税の賦課徴収に関する事務」を処理するために第三欄に掲げる者(情報提供者)に対し、第四欄に掲げる特定個人情報の提供を求めることができることとされている項(27項)</p> <p>番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号)</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>: (1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22条の3、22条の4、23、24、24条の2、24条の3、25、26条の3、27、28、31、31条の2の2、31条の3、32、33、34、35、36、37、38、39、39条の2、40、43、43条の3、43条の4、44、44条の5、45、47、49、49条の2、51、53、54、55、58、59、59条の2の2、59条の2の3、59条の3、59条の4)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>: (20条)</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,42,48,49,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,88,89,90,91,92,96,98,106,115,118,124,129,130,137,138,140,141,142,144,151,152,155,156,158,160</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表48</p>	事後	番号法等の一部改正法(令和5年法律第49号)の施行による規定の整備の変更になるため、重要な変更に該当しない。